\bigcirc 財 務 省 令 第三十 五 뭉

す V , る 関 関 法 税 税 律 定 率 法 \mathcal{O} 施 施 法 等 行 行 規 に \mathcal{O} 伴 則 等 う 部 関 \mathcal{O} を 改 係 部 政 正 を 令 す 改 る \mathcal{O} 正 整 法 す 備 律 る省令を 等 12 平 関 成 す 次 + る 0 政 兀 令 ように定め 年 法 平 律 第 成二 + る。 +九 · 四 年 号) 政 及 令 U 第 関 税 百 定 + 率 号) 法 等 \mathcal{O} \mathcal{O} 施 行 部 を 等 に 改 伴 正

平 成二 + 兀 年三 月 三十 日

財 務 大 臣 安 住 淳

関

税

法

施

行

規

則

等

 \mathcal{O}

部

を

改

正

す

る

省

令

第

関 税 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 改 正

情 報 条 第 に + 係 条 関 る 税 中 電 法 磁 第 施 的 七 行 記 条 規 則 録 ま で \mathcal{O} __ 保 昭 存」 を 和 兀 を 第 + 加 八 _ え、 年 条 ま 大 で 蔵 同 条 省 12 令 \mathcal{O} 改 表 第 第三 め、 五. + 条第 五. に 号) 五 対 項 す \mathcal{O} 第二 る準 --- 部 号 用 を 次 口 (3) \mathcal{O} \mathcal{O} 並 下 ょ う び に 12 に 第 • 改 電 兀 正 条 子 す る。 第 取 引 項 \mathcal{O}

五. 号 及 び 第三 項 第 ___ 号 並 び に 第 八 条 第 --- 項」 に 改 め、 同 表 に 次 \mathcal{O} よう K 加 え る。

号

及

び

第

 \equiv

項

第

号

 \mathcal{O}

項

中

 \neg

並

び

に

第

兀

条

第

項

第

五.

号及

び

第

項

第

号」

を

第

兀

条

第

項

第

第

五.

取

引

関税法第九十四条第三項におい	法第十条ただし書	第八条第二項及び第三項
て準用する法第十条		
関税法第九十四条第三項におい	法第十条	第八条第一項

関 税 暫 定 措 置 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 改 IF.

第二 条 関 税 暫 定 措 置 法 施 行 規 則 昭 和 几 + 匹 年 大 蔵 省 令第三十九号) 0) 部 を 次 0 ょ うに 改 Ē する

第 条中 配 合 餇 料 \mathcal{O} 規 格」 を 餇 料 \mathcal{O} 規 格」 に、 第 匹 + 七 1条第1 項 を 第四 +五

に 改 \Diamond る。

コ

ン

テ

ナ

す

る

玉

第 七 条 \mathcal{O} 表 第 号 中 第 \bigcirc \bigcirc 八 六〇 号 を 第 \bigcirc 〇 八 六 \bigcirc 号 0 に 改 \Diamond

に 関 通 関 条 約 及 び 際 道 路 運 送 手 帳 に 担 保 \mathcal{O} 下 で 行 なう 貨 物 \mathcal{O} る 玉 際 運 送 に

ょ

る

関

す る 通 関 条 約 \widehat{T} Ι R 条 約) \mathcal{O} 実 施 に 伴う 関 税 法 等 \mathcal{O} 特 例 12 関 す Ź 法 律 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 改 正

第三 条 コ ン テ ナ] に 関 す る 通 関 条 約 及 び 玉 際 道 路 運 送 手 帳 12 ょ る 担 保 \mathcal{O} 下 で 行 な う 貨 物 \mathcal{O} 玉 際 運 送

年 大 蔵 省 令 第 五. + 七 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} よう ĺ 改 正 す る。 に

関

す

る

诵

関

条

約

T

Ι

R

条

約

 \mathcal{O}

実

施

に

伴

う

関

税

法

等

 \mathcal{O}

特

例

に

関

す

る

法

律

施

行

規

則

昭

和

兀

十

第 条 中 第 + = 一条第 五. 項」 を 第 十 一 条 第 五. 項」 に 改 め á.

第 条 中 第 + 条 第 項」 を 第 十 条 第 項 に 改 \Diamond る。

第 条 中 第 + 条 第 七 項」 を 第 十 条 第 七 項 12 改 8 る。

第 兀 条 第 項 中 第 + 九 条 第二 項」 を 第 + 八 条 第二 項 に 改 8

别 表 第 1 備 考 2 中 徭 \vdash \mathcal{O} 条 徭 ω 型 を 徭 \vdash \vdash 条 徭 ω 型 に 改 め

る。

别 表 第 2 備 考 3 中 徭 \vdash Ω KK 徭 \vdash 型 を 舥 \vdash 4 髹 徭 \vdash 型 に 改 め

税 関 職 員 \mathcal{O} 身 分 を 示 す 証 票 等 \mathcal{O} 書 式 に 関 す る 省 令 \mathcal{O} ___ 部 改 正

第 匹 条 税 関 職 員 \mathcal{O} 身 分 を 示 す 証 票 等 \mathcal{O} 書 式 12 関 す る 省 令 (昭 和 <u>二</u> 十 九 年 大 蔵 省 令 第六 + 匹 0

部を次のように改正する。

兀 六 和 酒 昭 十 二 条 三十二年 税 第 法 第 \mathcal{O} 和 七 条 五 百 (昭 第 第 + 十三 五. 兀 法 和 条 五. 五 第二 条 年 項 律 項 <u>二</u> 十 第 法 \mathcal{O} 十三 律 五 た 八 項 石 ば 年 第二 + 油 _ 五. を 法 ガ 十 五 に、 号) 税 ス 律 第 法 税 第 第二十 号) 六 法 百 「第二十二条 号) 昭 五. 昭 条 第二十三条 和 六 第 第 和 五. 条 第 兀 + 五. 三 + 十三 項」 九 第二 年 五. 年 に、 項、 法 条 第 法 項」 律 第 律 五. 第 第 地 項 九 第 七 を 百 方 項 十二号) を 揮 十三条第 五. 発 消 第二十二条 十 国 六 油 費 号) 税 税 税 第二十 法 法 通 項」 第二 則 (昭 第 法 昭 十六 を 和三 七 和 項」 昭 条 六 + 第 第 十三 条 和 + -三 第 年 五. 12 年 改 + 法 五 項 条 七 律 法 \Diamond 項 第 第 る。 年 揮 律 法 石 百 発 第 項」 律 油 兀 油 百 第 号) 税 石 八 六 法 号) に、 炭 第 十 税 第 法 + 昭

(たばこ特別税に関する省令の一部改正)

第

五. 五 \mathcal{O} 項、 項 条 本 第 則 た \mathcal{O} ば 欄 表 を 中 税 第 関 特 七 第 職 别 + 税 員 四 + \mathcal{O} 12 条 関 七 身 0 す 条 分 十 三 を る 第 省 五 示 項 す 令 \bigcirc 証 平 に、 を 票 等 成 第 + \mathcal{O} 第 七 書 年 + + 式 大 九 兀 蔵 に 条 条 省 関 第 令 す \mathcal{O} 十三 第 五. る 項」 省 百二十二 令 を に 改 昭 「 第 号) め、 和 + 九 + \mathcal{O} 同 条 __ 九 項 第 第 年 部 大 を 兀 項 欄 蔵 次 に 中 省 \mathcal{O} 令 ょ お 7 第 第 う て 12 六 準 + + 改 用 七 兀 正 する 号) 条 す る

場 合 · を含 む。 に 改 8 る。

財 務 省 \mathcal{O} 所 管 す る 法 令 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ < 民 間 事 業者 等 が 行 う 書 面 \mathcal{O} 保 存 等 12 お け る 情 報 通 信 \mathcal{O} 技 術

 \mathcal{O} 利 用 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 改 正

第六 技 条 術 \mathcal{O} 利 財 務 用 省 12 関 \mathcal{O} す 所 管 る 規 す 則 る 法 平 令 成 \mathcal{O} 規 + 七 定に基づく 年 財 務 省 良 令 第十 間 事 業者等 六号) \mathcal{O} が 行 う書 部 を 次 面 \mathcal{O} \mathcal{O} 保存 ょ う 等 に に 改 お 正 け す る情 る。 報 通 信 \mathcal{O}

+ 五. 第 改 条 兀 第 条 匹 第三 項」 項 を 第 八 号中 第三十三条第 第 + 九 匹 条 項」 第 に、 項」 を 第 第三十 + 八 五条 条 第 第 五. 項」 項」 に を 改 め、 並 び 同 に 項 第 第三十三条 十 号中 第 第三 五.

12

8

る

項」 三七 五. 条 項」 第 条 別 号中 を 第 表 五. 項」 12 兀 第 改 第三十三条 項」 第三十 第三〇 に \Diamond 改 を め、 同 「第三十三条 五 号 表 条 第 中 第 同 第 兀 + 表 項」 第 第三六号中 九 \bigcirc 号 項 + 中 に 第 九 を 条 改 匹 「第三十 第二 項」 め、 「第三十三条第 に 項」 同 第三十五 改 表 五. を 第三 条 \Diamond 第 九 条 第 + 同 第 号 九 表 + 兀 項」 第三 項」 中 七 八 、条第二 項」 「第三十 に を 五. 号中 を 改 第三 項」 め、 五. 第三十三条第 「第三 十三 条 同 に 第 表 改 条 $\overline{+}$ め、 + -第三八号中 第 五 項」 条 同 + 七 兀 第 表 を 項」 第 項 五. 項」 三 「第三十 第三十三条 兀 に に 改 改 を 号 中 め、 「第三 \Diamond 五. 第 条 同 第 第 十三 表 第

五. 条 别 第 表 兀 第 項」 第三〇 を 「第三十三条第四 号 中 第 + 九 条 項」 第二 に改 項」 め、 を 第 同 表 + 八 第三五号中 条 第 項」 「第三十五 に 改 め、 条第 同 表 五. 第 項」 兀 を 号 中 第三十

項」を 条 第 三七号中 項」に改め、 五. 項」 「第三十三条第十 「第三十五 に 改 め、 同 表第四〇号中「第三十五条第十四項」を「第三十三条第十四 同 条第 表 · 項 」 九 第三六号中 項」 に改 を「第三十三条第九 め、 「第三十五条第七 同 表 第三九号中 項」 項」を「第三十三条第七 「第三十五条第十二項」 に 改 め、 同 表 第三八日 号中 項」 を 項」 「第三十三条第十 「第三十五 に改め に改め、 条 同 第 表 第 +

附則

0) 省 令 は、 平 成二十四 年 兀 月 日 か 5 施 行 す る。 ただし、 次の 各号に掲げ る規 定 は 当 該 各号 12

定める日から施行する。

一 第一条の規定 平成二十四年七月一日

第 四 条 「第十三条第二項」を 「第十二条第二項」に改める部分を除く。) 及び第五条 \mathcal{O} 規 定

平成二十五年一月一日